

令和2年3月27日

知事メッセージ

兵庫県では、本日午前までに120名の患者が確認されていますが、患者の大部分は、病院、デイケア施設、認定こども園など感染源が特定されています。

引き続き、県民の皆様の安全を最優先に、国や市町等と連携して、「クラスターの解消」と「感染者からの第2次感染の封じ込め」を中心に、以下のことにより、感染拡大防止に全力で取り組みます。

1 クラスターの解消と第2次感染の封じ込め

3月1日に県内初の感染者が確認されて以降、3月26日までに120名の感染者が確認されていますが、その大部分は、特定の病院、デイケア施設、認定こども園など感染源が特定されています。県では、さらに追跡・確認、健康観察を徹底し、国や市町等と連携して、クラスター（患者集団）の解消と、感染者からの第2次感染の封じ込めに全力で取り組みます。

2 検査体制について

PCR検査については、県内37箇所の帰国者・接触者外来からの依頼等に対し、県内4カ所の地方衛生研究所と協力機関で実施しています。引き続き、濃厚接触者を含む必要な検査を迅速に行います。特に、帰国者の感染患者が増加していることから、帰国者対策を強化します。

3 医療体制の確保について

感染症予防策を講じた病床を既に246床確保しています。今後の患者増に備え、さらなる病床確保を進めていきます。感染症指定医療機関等において重症患者の入院体制の確保を図り、その他の医療機関においては、感染症対策等に配慮したうえで、軽症患者等を受入れるなど、「新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）」を活用し、患者が重症度合に応じて適切な病床で入院できるようにします。

外来についても、帰国者・接触者外来の増設に向け、医療機関に対して設置を働きかけるとともに、さらなる対策となる臨時外来の設置を関係医療機関の協力を得て準備します。

4 医療用資機材の確保について

現在、医療用・一般用マスクを約177万枚、消毒液を約12,000本確保しています。医療用マスクについては、概ね4月末までの不足が解消される見込みです。引き続き、国への積極的な働きかけによる医療機関向けマスクの配布や、各方面から支援を受けるなどにより、マスク等の医療用資機材の安定的な確保を図ります。

5 学校について

4月8日からの新学期は、児童生徒の学習機会を確保するため、国の学校再開ガイドラインに基づく予防措置を徹底の上、学校を再開します。

入学式、始業式等は、簡素化の上、実施します。学校行事は、4月中は校外での学校行事は原則禁止します。ただし、感染者がない学区については、学区内の学校行事の開催を可能とすることとします。

部活動は、活動場所を校内のみとし、密集、換気、飛沫感染となる会話等に留意します。活動時間は1日2時間を上限とし、少なくとも月～金に1日、土日に1日の計2日は休み、対外試合・合同演習等は、同一学区内の2校まで実施を認めます。ただし、実施場所は2校いずれかの学校内とし、合宿は認めないこととします。

市町立学校の新学期の取扱については、県立学校の対応を参酌し、設置者が判断します。

私立小中高の新学期の取扱についても、県教育委員会の対応を参酌し、設置者が判断します。

6 社会教育施設について

県主催事業は、当面1週間、4月7日まで自粛を継続します。

貸館事業は主催者の判断によります。実施する場合は感染予防措置を要請します。

※感染予防措置

マスク着用等の徹底、消毒液の設置、発熱チェック、密閉・密集・密着状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）、来館者多数の場合の入場制限、入館者の氏名・連絡先等の把握（患者発生時の感染拡大防止のため） 等

7 社会福祉施設について

高齢者は特に重症化しやすいことから、高齢者施設などの社会福祉施設は、感染拡大を防止するため、不要不急の面会を控えるとともに、面会者への手洗いやマスク着用を徹底します。

8 イベント等について

イベント等については、集団感染のリスクが懸念され、会場のみならず、その前後などに付随して人の密集が生じることなどから、原則として、当面、中止・延期を継続します。

開催の必要があると判断する場合は、感染予防措置の徹底、密閉空間・密集場所・密接場面の「3つの条件」の回避などの対応を行うようお願いしています。

9 帰国者への対策について

海外からの帰国者の感染拡大が相次いでいます。帰国者からの感染拡大を防止するため、帰国者に帰国後2週間の健康管理をお願いしています。また、水際対策の強化を国に要請しています。

10 県民の皆様へ

感染拡大防止には、行政だけでなく県民の皆様とともに取り組む必要がありますので、次の点について皆様のご協力をよろしくお願いします。

- ① 手洗いや咳エチケットなど感染予防に努めてください。
- ② バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠などにより抵抗力を高めてください。
- ③ 発熱等の症状がみられる場合は外出を自粛し、症状が続く場合は帰国者・接触者相談センター（健康福祉事務所・保健所）へ申し出てください。
- ④ 換気の悪い密閉空間、人が密集、近距離での会話や発声が行われる「3つの条件」を回避してください。
- ⑤ 不要不急の外出や会合を自粛し、特に、大阪、神戸など人口密集地との不要不急の往来を当面1週間、4月7日まで自粛してください。
- ⑥ 海外から帰国された方は、2週間はご自身の健康管理にご注意いただくとともに、不要不急の外出を控えてください。体調に変化があった場合は、帰国者・接触者相談センター（健康福祉事務所・保健所）へ申し出てください。
- ⑦ 医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止するとともに、憶測やデマなどに惑わされないよう、冷静に対処してください。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症に関する不明・不安な点などがある場合は、県が設置している、24時間体制のコールセンター（相談窓口、078-362-9980）へ相談してください。

新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく都道府県対策本部の設置等について

厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症について、そのまん延のおそれが高いと認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該新型コロナウイルス等の発生状況、当該新型コロナウイルス等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならぬ。（特措法第14条）



内閣総理大臣は、（当該報告に係る新型コロナウイルス等にかかった場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、）閣議にかけて、臨時に内閣に政府対策本部を設置するものとする（同第15条）



政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない（同第22条）

※市町村には対策本部の設置義務は（現時点では）生じない

特措法に基づく、都道府県対策本部について

- 所掌事務（同第22条）
当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス等対策の総合的な推進に関する事務
- 本部長（同第23条）
都道府県知事（対策本部長）、副知事、都道府県教育委員会の教育長、警視總監又は道府県警察本部長、特別区の消防長、その他都道府県知事が当該都道府県の職員から任命する者
- 都道府県対策本部長の権限（同第24条）
- 医療等の実施の要請等（同第31条）

(参考) 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (抜粋)

○改正後の法附則第一条の二第二項の規定による法第十四条の読替え

(新型インフルエンザ等の発生等に関する報告)

第十四条 厚生労働大臣は、感染症法第四十四条の二第一項又は第四十四条の六第一項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)にあっては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき)は、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

○関係条文

(政府対策本部の設置)

第十五条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(政府対策本部の所掌事務)

第十七条 政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が次条第一項に規定する基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること。
- 二 第二十条第一項及び第三十三条第一項の規定により政府対策本部長の権限に属する事務
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(政府対策本部長の権限)

第二十条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県の知事その他の執行機関(以下「都道府県知事等」という。)並びに指定公共機関に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

- 2 前項の場合において、当該都道府県知事等及び指定公共機関は、当該都道府県又は指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関して政府対策本部長が行う総合調整に関し、政府対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
- 3 政府対策本部長は、第一項の規定による権限の全部又は一部を政府対策副本部長に委任することができる。
- 4 政府対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(都道府県対策本部の設置及び所掌事務)

第二十二條 第十五條第一項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

- 2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(都道府県対策本部の組織)

第二十三條 都道府県対策本部の長は、都道府県対策本部長とし、都道府県知事をもって充てる。

- 2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者（道府県知事が設置するものにあつては、第四号に掲げる者を除く。）をもって充てる。
 - 一 副知事
 - 二 都道府県教育委員会の教育長
 - 三 警視総監又は道府県警察本部長
 - 四 特別区の消防長
 - 五 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者
- 3 都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。
- 4 都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県の職員以外の者を都道府県対策本部の会議に出席させることができる。

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四條 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

- 2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第三十三條第二項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
- 3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 5 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

- 6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(都道府県対策本部の廃止)

第二十五条 (略)

(条例への委任)

第二十六条 (略)

(指定公共機関及び指定地方公共機関の応援の要求)

第二十七条 (略)

(特定接種)

第二十八条 (略)

(停留を行うための施設の使用)

第二十九条 (略)

(運航の制限の要請等)

第三十条 (略)

(医療等の実施の要請等)

第三十一条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

- 2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

- 3 医療関係者が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第六十二条第二項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。
- 4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前三項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項又は第三項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

県内の患者の発生状況

1 検査陽性者の状況（令和 2 年 3 月 26 日 24 時現在）

（単位：人）

検査実施者数	陽性者数（累積）					
		入院中		死亡	退院	
		中等症以下	重症			
2,121	120	96	88	8	7	17

2 患者クラスター（集団）別等の患者数（112名）

（単位：人）

区分	延べ患者数（うち重複）	PCR検査実施者数
認定こども園（神戸市）	8	29
医療機関①（加東健福）	5	43
医療機関②（宝塚健福）	8（1）	381
医療機関③（姫路市）	14	179
デイケア①（伊丹健福）	51（1）	328
デイケア②（神戸市）	7（3）	8
ライブ関係	13（3）	
海外渡航者	8	
その他	2	

3 感染経路不明（8名）

県	神戸市	西宮市	計
2	4	2	8

新型コロナウイルス感染症への対応状況（兵庫県）

区分	対策	対応状況（3月26日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 （緊急対応策等）															
積極的疫学調査	<ul style="list-style-type: none"> ・感染経路の疫学調査 ・濃厚接触者の健康観察 	<p>○患者の行動調査により、感染経路および濃厚接触者を特定するための調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省対策本部クラスター対策班の派遣・支援（3/24～） ・伊丹及び宝塚健康福祉事務所へ保健師等の派遣支援 <p>○濃厚接触者の14日間の健康観察・有症時のPCR検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>PCR検査実施者数 (3/26現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定こども園（神戸市）</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>医療機関①（加東健福）</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>医療機関②（宝塚健福）</td> <td>381（残り120）</td> </tr> <tr> <td>医療機関③（姫路市）</td> <td>179</td> </tr> <tr> <td>デイケア①（伊丹健福）</td> <td>328</td> </tr> <tr> <td>デイケア②（神戸市）</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	区分	PCR検査実施者数 (3/26現在)	認定こども園（神戸市）	29	医療機関①（加東健福）	43	医療機関②（宝塚健福）	381（残り120）	医療機関③（姫路市）	179	デイケア①（伊丹健福）	328	デイケア②（神戸市）	8	<p>○患者の行動調査により、感染経路および濃厚接触者を特定するための調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラスター対策班の助言指導による感染拡大防止の推進 ①リスクの評価 ②防止策の効果・検証 ③新たな対策の立案・実践 <p>○濃厚接触者の14日間の健康観察・有症時のPCR検査</p>	<p>国の主な対応・要請等 （緊急対応策等）</p>	
区分	PCR検査実施者数 (3/26現在)																		
認定こども園（神戸市）	29																		
医療機関①（加東健福）	43																		
医療機関②（宝塚健福）	381（残り120）																		
医療機関③（姫路市）	179																		
デイケア①（伊丹健福）	328																		
デイケア②（神戸市）	8																		
検査・医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症病床をはじめ専用の入院病床確保（全県254床） ・帰国者・接触者外来の設置支援（感染症指定病院を含む40ヶ所） ・民間医療機関との連携 ・医療用マスク、手袋等の確保（関係団体へ要請） ・検査試薬の追加購入（県立健康科学研究所） 	<p>○入院病床確保 246床</p> <p>①感染症病床 54床(9病院)</p> <p>②感染症予防策を講じた一般病室 192床(37病院)</p> <p>○新型コロナウイルス入院コード・イベント・(CCC-hyogo) の設置(3月19日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機能情報や病床情報の一元管理を行い、患者の症状に応じた入院調整を行うため、県対策本部内に設置。 <p>【CCC調整実績】（3月26日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調整件数</th> <th colspan="3">内訳</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>転院</th> <th>院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重症</td> <td></td> <td></td> <td>中重症</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>○帰国者・接触者外来の設置支援（37病院）</p> <p>○個人防護具、空気清浄機等の院内感染防止のための設備等の整備支援</p>	調整件数	内訳			入院	転院	院	重症			中重症	6	2	3	1	<p>(1) 医療体制</p> <p>○入院体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、入院を要する患者の増大にも対応できるよう、一定の感染症予防策等を講じた上で、さらに病床の確保を目指す。 ・医療機関において、重症化対策や感染症対策が講じられるよう、備品整備等を支援 （対象）人工呼吸器、人工肺、個人防護服 ・感染症病床以外の入院病床を確保するため、空床補償経費を支援 ・重症患者の入院医療に支障が生じる場合も想定し、無症状者や軽症者の中間施設や自宅での安静・療養に向けた検討 <p>○外来医療体制の強化・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来医療機関の増加（37→40）を目指す ・臨時外来設置、一般医療機関での外来対応に向け調整を実施 	<p>○マスク対策</p> <p>①マスクの転売防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活安定緊急措置法施行令を改正し、マスクを指定（3/10閣議決定、3/15施行） <p>②布製マスクの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が再利用可能な布製マスク 2,000 万枚を一括購入し、地方公共団体の協力も得て、介護施設等に1人1枚配布 <p>③医療用マスクの安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が1,500万枚を購入し、地方公共団体等を経由して、必要な医療機関に優先配布 <p>④マスクメーカーに対する更なる増産支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内市場へのマスク供給量の一層の積み増し ・補助率：中小企業3/4、大企業2/3 <p>○PCR検査体制の強化</p> <p>①民間検査機関等への検査設備の導入を支援</p> <p>検査設備の導入を支援（補助率：1/2）本年3月中に7,000件/日に拡大</p> <p>②PCR検査の保険適用（自己負担が生じないよう公費補助）</p>
調整件数	内訳																		
	入院	転院	院																
重症			中重症																
6	2	3	1																

区分	対策	対応状況（3月26日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等（緊急対応策等）																																																				
	<p>(2) 医療用マスク等の確保 県内医療機関におけるマスク推計の状況 3/10 医務課調 ※現在、再調査中</p> <table border="1" data-bbox="263 1220 406 1713"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>在庫</th> <th>使用量/(月)</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手術用マスク</td> <td>3,726千枚</td> <td>2,620千枚</td> <td>1,106千枚</td> </tr> <tr> <td>N95マスク</td> <td>200千枚</td> <td>76千枚</td> <td>124千枚</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,926千枚</td> <td>2,696千枚</td> <td>1,230千枚</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県医薬品卸業協会へマスク提供の依頼(3/11) 国に対して医療用マスク(N95マスク)を県及び感染症医療機関等への優先供給(購入)を要請(3/12) 医療機器販売事業者へ働きかけ(3/17、3/23に実施) 国備蓄マスク(8万6千枚)を感染症指定医療機関等に優先的に配布(15病院、2団体)(3/18) 国が買い上げたサージカルマスク(約61万枚)について、医療機関の不足状況を考慮し、順次配布(3/25～) <p>○県立病院：</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症指定医療機関等に①個人寄贈分(3/16 10,000枚)、②国送付(各省庁保有)分(3/18 31,000枚)を配布済 ③国送付(買い上げ)分(3月中 68,000枚)を配布予定 県立病院全体の医療用マスクの備蓄は4月中旬に枯渇見込み ※入手困難なため、使用枚数を抑制するとともに、新たな入手ルートを早急に模索中 ※1日あたり使用枚数：約11,000枚(今後更に抑制) ※全国知事会において、国の責任における確保・調達を要望 <p>(3) 検査体制</p> <p>○当面は県立健康科学研究所及び県内3カ所の地方衛生研究所の検査で対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日あたり検査可能件数 162件(県90,神戸24,姫路24,尼崎24) その他の検査協力機関にて593件の検査を実施(3/19～) ※検査実施 2,121件 (3/26現在) ※最大実施(3月19日) 183件 <p>○検査試薬の追加(1,000人分購入済み)</p> <p>※検査実施 759件(3/18現在)</p>	区分	在庫	使用量/(月)	差引	手術用マスク	3,726千枚	2,620千枚	1,106千枚	N95マスク	200千枚	76千枚	124千枚	合計	3,926千枚	2,696千枚	1,230千枚	<p>(2) 医療用マスク等の確保</p> <p>○マスク</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国(広東省、海南省)から支援のあったマスク(約75万枚)のうち約53万枚について、感染症指定医療機関、入院協力医療機関等に配布(3月27日以降順次) →その結果、4月末までの医療機関等の必要数を確保 ・医療機関に対するマスク在庫再調査結果に基づき、不足状況を踏まえて医療機関等に配布 ・国が買い上げたサージカルマスク及びN95マスク(約31万枚)について、感染症医療機関等に対して配布(3月中) <p>○防護服等</p> <table border="1" data-bbox="782 638 1045 1176"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算量</th> <th>発注済</th> <th>今後予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外来</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気清浄機等</td> <td>120</td> <td>30</td> <td>帰国者・接触外来へ追加購入照会中</td> </tr> <tr> <td>除圧子ト等</td> <td>20</td> <td>-</td> <td>医師会等と協議中</td> </tr> <tr> <td>簡易除圧装置</td> <td>100</td> <td>26</td> <td>入院協力医療機関へ</td> </tr> <tr> <td>人工呼吸器</td> <td>50</td> <td>2</td> <td>追加購入照会中</td> </tr> <tr> <td>人工肺</td> <td>18</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人防護服</td> <td>45,200</td> <td>14,200</td> <td>メーカーと直接購入</td> </tr> <tr> <td>フェイスシールド</td> <td>-</td> <td>10,000</td> <td>約43,000枚交渉中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 検査体制</p> <p>○PCR検査が実施可能である検査協力機関(医療機関等)の確保</p> <p>○検査試薬の更なる追加購入</p> <p>今後の感染拡大に備え、14,000人分を順次追加購入</p>	区分	予算量	発注済	今後予定	外来				空気清浄機等	120	30	帰国者・接触外来へ追加購入照会中	除圧子ト等	20	-	医師会等と協議中	簡易除圧装置	100	26	入院協力医療機関へ	人工呼吸器	50	2	追加購入照会中	人工肺	18	-		個人防護服	45,200	14,200	メーカーと直接購入	フェイスシールド	-	10,000	約43,000枚交渉中		<p>○医療提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 病床の稼働状況、帰国者・接触者外来受診者数等の調査・報告への準備 ・感染状況の進展に応じた、段階的な医療提供体制への移行への準備(帰国者・接触者外来の増設や体制の強化、一般医療機関における外来診療の実施や必要病床の確保等) ・患者数が大幅に増えたときの外来・入院患者数の医療需要の計算と必要な医療提供体制の確保
区分	在庫	使用量/(月)	差引																																																					
手術用マスク	3,726千枚	2,620千枚	1,106千枚																																																					
N95マスク	200千枚	76千枚	124千枚																																																					
合計	3,926千枚	2,696千枚	1,230千枚																																																					
区分	予算量	発注済	今後予定																																																					
外来																																																								
空気清浄機等	120	30	帰国者・接触外来へ追加購入照会中																																																					
除圧子ト等	20	-	医師会等と協議中																																																					
簡易除圧装置	100	26	入院協力医療機関へ																																																					
人工呼吸器	50	2	追加購入照会中																																																					
人工肺	18	-																																																						
個人防護服	45,200	14,200	メーカーと直接購入																																																					
フェイスシールド	-	10,000	約43,000枚交渉中																																																					

区分	対策	対応状況（3月26日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 （緊急対応策等）				
<p>相談・情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間対応コールセンター（相談窓口 078-362-9980）の設置 ・帰国者・接触者相談センターの設置 ・インターネット等を活用した情報提供 ・ところのケア相談の実施 ・在留外国人等に対する多言語での生活相談 	<p>(1) 相談窓口の設置 (相談件数)</p> <table border="1" data-bbox="231 1189 438 1758"> <tr> <td>①24時間コールセンター</td> <td>7,992件 (2/28～3/26)</td> </tr> <tr> <td>②帰国者・接触者相談センター</td> <td>県内感染者確認前 (2/7～2/29) 1,605件 県内感染者確認後 (3/1～3/23) 8,260件</td> </tr> </table> <p>(2) 情報提供 ○県民向けメッセージの発信等</p> <p>(3) 県精神保健福祉センター等でのところのケア相談 (相談件数) 36件 (2/7～3/20)</p> <p>(4) 在留外国人等に対する多言語での生活相談 ○ひようご多文化共生総合相談センターにおいて週末相談を含む11言語対応を実施</p>	①24時間コールセンター	7,992件 (2/28～3/26)	②帰国者・接触者相談センター	県内感染者確認前 (2/7～2/29) 1,605件 県内感染者確認後 (3/1～3/23) 8,260件	<p>(1) 相談窓口の設置 ○相談件数が増加した場合、回線数の増で対応</p> <p>(2) 情報提供 ○県民向けメッセージの発信等 ○SNS (LINE) による相談や情報提供 (3月27日)</p> <p>(3) 県精神保健福祉センターでのところのケア相談 ○相談窓口の周知等、啓発リーフレットの作成・配布</p> <p>(4) 在留外国人等に対する多言語での生活相談 ○ひようご多文化共生総合相談センターにおいて週末相談を含む11言語対応を実施</p>	<p>○集団感染の防止、家庭内での注意事項のお願い (3/1 厚労省)</p>
①24時間コールセンター	7,992件 (2/28～3/26)							
②帰国者・接触者相談センター	県内感染者確認前 (2/7～2/29) 1,605件 県内感染者確認後 (3/1～3/23) 8,260件							
<p>学校等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、各種専修学校等の臨時休業 (3/3～3/15) の要請 ・卒業式（特別支援学校等）は当面延期を要請 ・公立学校の高校入試は予定どおり実施 ・保育所・幼稚園等は除く ・臨時休業期間中の児童生徒のSNSによる相談受付時間を拡充 	<p>(1) 県立学校 国からの学校における教育活動再開等についての通知及び兵庫県新型コロナウイルス対策協議会からの提言を踏まえ、春季休業中の3/25～4/7の期間においても引き続き感染症防止対策を徹底し、以下の内容により学校運営を行う。</p> <p>○第1・第2・第4学区 感染が依然として見られ、特に学区内にクラスターが発生していることから、現状の自粛を継続</p> <p>(1) 部活動について ①活動場所：校内のみ ②活動時間：1日2時間を上限 ③活動を行わない日：少なくとも月～金に2日及び土日 1日の計3日は休む ④対外試合・合同練習・合宿：認めない</p> <p>(2) 単位認定に関わる補充を除いて、補習は自粛</p> <p>○第3学区 感染が見られるが、学区内にクラスターの発生がないことから、活動自粛内容の一部を下記のとおり緩和</p> <p>(1) 部活動について 部活動を行わない日を平日（月～金）2日を1日に緩和（土日は引き続き1日） ※なお、対外試合・合同練習については、新たな感染が発生していることから、引き続き認めない。</p>	<p>(1) 県立学校 新学期 (4/8～) は、感染者が引き続き発生しているもの、児童生徒の学習機会を確保するため、国の学校再開ガイドラインに基づき予防措置を徹底の上、学校を再開</p> <p>○入学式 卒業式同様簡素化のうえ実施 (例：参加人数の精選、式典時間の短縮、国歌・校歌は演奏のみ等)</p> <p>○始業式等 簡素化のうえ実施 (例：入学式の取組に加え、学年毎の実施、校内放送対応等)</p> <p>○学校行事 4月中は、校外での学校行事は原則禁止とする。ただし、感染発生がない学区については、学区内での学校行事を可とする。</p> <p>○部活動 (1) 活動場所：校内のみ (2) 活動時間：1日2時間を上限 (3) 活動を行わない日：少なくとも月～金に1日及び土日 1日の計2日は休む。 (4) 対外試合・合同練習・合宿：同一学区内の2校まで実施を認める。ただし、実施場所は2校いずれかの学校内とし、合宿は認めない。 ○その他 春季休業中十分な練習を行っていないことから、インターハイ予選については、競技団体において対応を検討するよう県教</p>	<p>○小・中・高校及び特別支援学校等の一斉臨時休業 ・一斉臨時休業の要請 (2/28 文科省通知) ・児童生徒の外出に関する留意事項 (3/4 文科省) (軽い風邪症状でも外出を控える、イベント等の参加自粛) ・春季休業期間中の留意点 (3/17 文科省)</p> <p>○小・中・高校及び特別支援学校等の教育活動の再開 ・学校再開ガイドラインの作成 (3/24 文科省)</p> <p>○子供の学び応援サイトの公開 (3/2 文科省) ・臨時休業期間における学習支援コンテンツを紹介</p> <p>○学校給食休止への対応 ・臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援 (補助率:3/4) (3/10 文科省)</p> <p>○遠隔授業サービス「Zoom」の学校への無料提供 (3/1 経産省) ・民間クラウドビデオ会議サービス「Zoom」を4/30まで無料提供</p>				

区分	対策	対応状況（3月26日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 (緊急対応策等)
	<p>(2) 学習支援のための補習 平日の週4日午前中に限り認める。 ○第5学区 感染発生がないことから、第3学区の緩和内容に加え、都立 運動の対外試合・合同練習については、第5学区内の2校までの 実施を認める。ただし、実施場所は2校のいずれかの学校内 とする ○新学期については、感染防止対策を実施しながら、通常の教 育活動の再開に向けて準備する。</p> <p>(2) 市町立学校 ○春季休業中の3/25～4/7の期間においても、県教育委員会の 対応を参照して設置者が判断</p> <p>(3) 私立幼小中高 ○春季休業期間中の取扱いについて、県教育委員会の対応を参 照して設置者が判断</p> <p>(4) 専修学校・各種学校（私学） ○春季休業期間中の取扱いについて、県教育委員会の対応を参 照して設置者が判断</p> <p>(5) その他 ○兵庫県立大学学位記授与式(3/24)中止 ○神出学園(3/2～3/15)休校、修了式3/11(簡素に実施)、 以降春季休業 ○山の学校(3/2～3/5)休校、修了式3/6(簡素に実施)、 以降春季休業 ○総合衛生学院(3/6～3/16)休業 ○農業大学校(3/2～4/9)休業(卒業式3/24簡素に実施) ○森林大学校(3/2～3/15)休業(卒業式3/19簡素に実施) ○公共職業能力開発施設(ものづくり大学校等)修了要件をみた していない者対象の補習のみ実施(修了式・卒業式は中止)</p>	<p>育委員会から要請する。 (参考)教員免許状取得に必要な介護等体験実習の実施につい て実習生の健康管理と予防措置を講じることを前提に受け入 れる旨、関係大学へ通知(実際の受け入れは5月上旬から)</p> <p>(2) 市町立学校 ○新学期(4/8～)の取扱いについて、県教育委員会の対応を参照 して設置者が判断</p> <p>(3) 私立幼小中高 ○新学期の取扱いについて、県教育委員会の対応を参照して設 置者が判断</p> <p>(4) 専修学校・各種学校（私学） ○新学期の取扱いについて、県教育委員会の対応を参照して設 置者が判断</p> <p>(5) その他 ○兵庫県立大学入学式は、感染症対策を徹底した上で、参集規 模を縮小し、入学ガイダンスに併せて各キャンパスで開催予定 ○神出学園 4/15入学式、感染防止対策を講じ通常どおり開始 ○山の学校 4/10入学式、感染防止対策を講じ通常どおり開始 ○総合衛生学院(3/16～4/5)春季休業 ※4/6始業式 ※4/7入学式縮小開催予定(入学生と学校関係者のみ) ※ただし、本部会議及び県内の発生状況により適宜検討 ○農業大学校(3/2～4/9)休業 ※4/14入学式縮小開催予定 ※ただし、本部会議及び県内の発生状況により適宜検討 ○森林大学校(3/2～4/5)休業 ※4/9入学式縮小開催予定 ※ただし、本部会議及び県内の発生状況により適宜検討 ○公共職業能力開発施設 春季休業</p>		

区分	対策	対応状況（3月26日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等（緊急対応策等）
社会教育施設等 ・原則として、会場の状況等を踏まえて主催者が決定(新型コロナウイルスエンザイムの状況に準ずる)	(6) SNS による相談受付時間を拡充 (3/3~3/25) (現行) 17:00~20:30 → (拡充後) 12:00~20:30 (相談件数) 80件 (3/3~3/25) (1) 対応方針 ①県主催事業 ・3/31 まで自粛 ②貸館事業 ・主催者の判断による (2) 主な施設の対応状況 ①芸術文化施設 県立美術館、県立美術館王子分館 (横尾忠則現代美術館・原田の森ギャラリー)、兵庫陶芸美術館、県立図書館、県立歴史博物館、人と自然の博物館、コウノトリの郷公園、県立考古博物館 ・3/31 まで自粛 ・その他貸館事業等の中止・延期は、主催者の自主判断 芸術文化センター、尼崎青少年創造劇場、兵庫県民会館 ・県主催事業の中止・延期 ・その他貸館事業等の中止・延期は、主催者の自主判断 ②高齢者大学等 いなみ野学園、阪神シニアカレッジ、地域高齢者大学 (5 大学)、ふるさとひょうご創生塾 ・卒業式及び講座の中止・延期 ③生活創造センター等 生活創造センター・文化会館等、ひょうごボランティアプラザ、消費生活情報プラザ ・施設運営者主催の不特定多数が集うイベントの中止・延期 ・貸館利用は感染症対策の上で、主催者・利用者の自主判断	(6) SNS による相談受付 相談受付時間 12:00~20:30 (3/25 まで) (1) 対応方針 ①県主催事業 ・4/1 から当面 1 週間 (~4/7) は自粛を継続 ②貸館事業 ・主催者の判断によるが、実施する場合は感染予防措置*を要請 <*感染予防措置> ・マスク装着の徹底、消毒液の設置 ・発熱チェック ・密閉・密集・密着状態の回避 (休憩時間・回数増、換気など) ・来館者多数の場合の入場制限 ・入館者の氏名・連絡先等の把握 (患者発生時の感染拡大防止のため) (2) 主な施設の対応状況 ①芸術文化施設 県立美術館、県立美術館王子分館 (横尾忠則現代美術館・原田の森ギャラリー)、兵庫陶芸美術館、県立図書館、県立歴史博物館、人と自然の博物館、コウノトリの郷公園、県立考古博物館、芸術文化センター、尼崎青少年創造劇場、兵庫県民会館 ・4/1 から当面 1 週間 (~4/7) は、県主催事業の中止・延期 ・貸館事業の中止・延期は、主催者の自主判断によるが、実施する場合は感染予防措置*を要請 ②高齢者大学等 いなみ野学園、阪神シニアカレッジ、地域高齢者大学 (5 大学)、ふるさとひょうご創生塾 ・入学式及び講座の延期 ③生活創造センター等 生活創造センター・文化会館等、ひょうごボランティアプラザ、消費生活情報プラザ ・施設運営者主催の不特定多数が集うイベントの中止・延期 ・貸館利用の中止・延期は、主催者の自主判断によるが、実施する場合は感染予防措置を要請	国の主な対応・要請等 (緊急対応策等) ○社会教育施設において行われるイベント・講座等 (2/26 文科省) ・国として全国的なイベント等の開催に係る方針が示されたことを受け、今後 2 週間に予定されているものについて中止、延期、規模縮小等の対応 ○社会教育施設において行われるイベント・講座等 (3/11 文科省) ・多数の方が集まるような様々なイベント・講座等については、今後 10 日間程度に予定されているものについて、引き続き、中止、延期または規模縮小等の対応 ○社会教育施設において行われるイベント・講座等 (3/21 文科省) ・大規模イベントについては、主催者がリスクを判断して慎重な対応をする、地域における感染者の実情や必要性にかんがみ、実施にあたってはリスクへの対応を行い、流行状況に合わせ急な中止、延期を行えるよう備える。	

区分	対策	対応状況（3月26日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 （緊急対応策等）															
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症防止対策徹底の注意喚起（施設利用者及び職員 の健康管理を含む） 	<p>④ひょうご環境体験館 ・3/4～3/26 休館</p> <p>⑤障害者スポーツ交流館 ・2/28～4/30休館</p> <p>⑥ふれあいスポーツ交流館 ・3/5～4/30 トレーニング室 閉鎖</p> <p>⑦体育施設 総合体育館、文化体育館、海洋体育館、円山川公園、奥猪名健康の郷、武道館、兎和野高原野外教育センター、弓道場、神戸西テニスコート ・指定管理者に対し、3/31まで現行の取扱いの継続を要請</p> <p>(3) 県立都市公園における花見の対応 ・さくらまつり等、公園内での花見に関するイベントは自粛</p>	<p>④ ひょうご環境体験館 ・3/4～4/7 休館</p> <p>⑤障害者スポーツ交流館 ・2/28～4/30 休館</p> <p>⑥ふれあいスポーツ交流館 ・3/5～4/30 トレーニング室 閉鎖</p> <p>⑦体育施設 総合体育館、文化体育館、海洋体育館、円山川公園、奥猪名健康の郷、武道館、兎和野高原野外教育センター、弓道場、神戸西テニスコート ・指定管理者に対し、4/1 から当面1週間（～4/7）は引き続き自粛を要請</p> <p>(3) 県立都市公園における花見の対応 花見期間中（3月20日から4月5日まで）、次のとおりとする。 ・一般花見客の来園・食事は妨げないが、飲酒の禁止を要請（期間中、酒類の自動販売機は休止） ・滞留防止のため、露店等の出店は不可 ・密集の恐れが高い場所に、一定間隔で目印を設ける等の密集防止策の実施</p>	<p>○社会福祉施設等における感染拡大の防止（2/27厚労省） (3/5 国 対策本部会議) ・再利用可能な布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、高齢者施設や障害者施設、保育所、学童保育の現場に提供する方針を首相が表明（1人1枚が行き渡る量を確保）</p> <p>○保育所、放課後児童クラブの対応 ・原則として開所（2/27厚労省通知） ・子どもの居場所の確保（3/2文科省・厚労省） ・放課後児童クラブ等に教員が携わることでの人的体制確保 ・学校の施設（教室、図書館等）の活用 ・財政措置（国庫10/10、保護者負担なし）</p>															
		<p>(1) 高齢者施設、障害者施設等 ○国通知に基づき、感染症防止対策の注意喚起を実施 ・高齢者施設、障害者施設等での不要不急の面会の自粛 ・面会者へのマスク着用の要請 ・まん延期には面会中止 ・患者発生及び濃厚接触者が多数確認された通所・短期入所サービスマスクへの休業要請 ※訪問サービスマスク事業者等に対して、自宅待機中の方へ必要ない代替サービスマスク提供の協力依頼 ○熊本化学研究所から密着を受け付けたハンドジェル5千本を施設に配布 ○高齢者福祉施設のマスク・アルコール消毒液備蓄状況 3/18時点推計値、現在、再調査中</p> <table border="1" data-bbox="1332 1198 1436 1713"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>在庫</th> <th>使用量/(月)</th> <th>差</th> <th>引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マスク</td> <td>7,922千枚</td> <td>5,752千枚</td> <td>2,170千枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>700mlアルコール消毒液</td> <td>105千リットル</td> <td>132千リットル</td> <td>▲27千リットル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	在庫	使用量/(月)	差	引	マスク	7,922千枚	5,752千枚	2,170千枚		700mlアルコール消毒液	105千リットル	132千リットル	▲27千リットル		<p>(1) 高齢者施設、障害者施設等 ○介護職員が休暇を取得せざるをえない場合における応援職員の派遣旅費等を支援 ○就労系障害福祉サービス事業所における在宅就労の推進 ○社会福祉施設等の衛生管理体制強化のため、マスクの購入等を支援 ・市町を通じて、県内社会福祉施設等（施設と訪問系）に対し、マスク及び消毒用アルコールの備蓄状況を精査中 ・消毒用アルコールについて、国から示される配分量等を購入手し高齢者施設に配布</p>	
区分	在庫	使用量/(月)	差	引															
マスク	7,922千枚	5,752千枚	2,170千枚																
700mlアルコール消毒液	105千リットル	132千リットル	▲27千リットル																

区分	対策	対応状況（3月26日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 (緊急対応策等)																																													
		<p>○「就労系障害福祉サービス事業所における在宅就労導入支援事業」に係る在庫申請中（3/23提出、8事業所から申込）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末等、テレワークのシステム導入経費等を支援 <p>○障害者施設のマスク・アルコール消毒液備蓄状況 3/18時点推計値、現在、再調査中</p> <table border="1" data-bbox="354 1205 454 1711"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>在庫</th> <th>使用量(月)</th> <th>差</th> <th>引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マスク</td> <td>1,646千枚</td> <td>2,768千枚</td> <td>▲1,122千枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>70%アルコール消毒液</td> <td>29千リットル</td> <td>28千リットル</td> <td>▲1千リットル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>→・全国知事会を通じ、高齢者福祉施設等に優先的に配布できるスペースの構築を要望</p> <p>○中国人民対外友好協会から寄付を受けた微酸性次亜塩素酸水スプレー（6,625本）の配布対象施設を調整中</p> <p>○市町において、不足物資の確保についての相談窓口設置 国のコールセンター窓口を市町へ伝達</p> <p>(2) 保育所・放課後児童クラブ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国通知に基づき、感染予防に留意して原則開所を依頼 ○41市町で保育所実施 ○35市町で放課後児童クラブを実施（他市町は学校開放等に対応） ○患者発生及び濃厚接触者が多数確認された保育所等への休業要請 ○保育所のマスク・アルコール消毒液備蓄状況 3/18時点推計値、現在、再調査中 <table border="1" data-bbox="944 1205 1045 1711"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>在庫</th> <th>使用量(月)</th> <th>差</th> <th>引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マスク</td> <td>126千枚</td> <td>232千枚</td> <td>▲106千枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>70%アルコール消毒液</td> <td>3千リットル</td> <td>11千リットル</td> <td>▲8千リットル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○放課後児童クラブのマスク・アルコール消毒液備蓄状況 3/18時点推計値、現在、再調査中</p> <table border="1" data-bbox="1141 1205 1241 1711"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>在庫</th> <th>使用量(月)</th> <th>差</th> <th>引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マスク</td> <td>30千枚</td> <td>289千枚</td> <td>▲259千枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>70%アルコール消毒液</td> <td>1千リットル</td> <td>3千リットル</td> <td>▲2千リットル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こどもの館（3/7～3/15）休館 	区分	在庫	使用量(月)	差	引	マスク	1,646千枚	2,768千枚	▲1,122千枚		70%アルコール消毒液	29千リットル	28千リットル	▲1千リットル		区分	在庫	使用量(月)	差	引	マスク	126千枚	232千枚	▲106千枚		70%アルコール消毒液	3千リットル	11千リットル	▲8千リットル		区分	在庫	使用量(月)	差	引	マスク	30千枚	289千枚	▲259千枚		70%アルコール消毒液	1千リットル	3千リットル	▲2千リットル		<p>(2) 保育所・放課後児童クラブ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町を通じて、保育所・放課後児童クラブ等に対し、マスク及び消毒用アルコールの備蓄状況を精査中 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こどもの館（3/16～）一部開館 	<p>○介護施設等に対する布製マスク配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が布製マスク2000万枚を一括購入、原則施設に直接送付（3/18各省庁通知）
区分	在庫	使用量(月)	差	引																																													
マスク	1,646千枚	2,768千枚	▲1,122千枚																																														
70%アルコール消毒液	29千リットル	28千リットル	▲1千リットル																																														
区分	在庫	使用量(月)	差	引																																													
マスク	126千枚	232千枚	▲106千枚																																														
70%アルコール消毒液	3千リットル	11千リットル	▲8千リットル																																														
区分	在庫	使用量(月)	差	引																																													
マスク	30千枚	289千枚	▲259千枚																																														
70%アルコール消毒液	1千リットル	3千リットル	▲2千リットル																																														

区分	対策	対応状況（3月26日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等（緊急対応策等）
<p>企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時差出勤、テレワーク等の活用を要請 ・中小企業融資制度 ・金融対策特別相談窓口の設置（県地域金融室/ひょうご・神戸経営相談センター） 	<p>(1) 時差出勤、テレワーク等の活用要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県商工会議所連合会、県商工会連合会をはじめ関係117団体を通じ、事業所等へ時差出勤、テレワーク等の活用について要請済 ○交通事業者に対し、時差出勤への対応を要請（3/11） 交通事業者の対応状況を把握（3/13） <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道・路線バスとも、利用者数が減少しており、時差出勤に伴うピーク時の新たな混雑の発生は見受けられない。 ○ホームページにより雇用調整助成金の活用を周知 <p>(2) 中小企業融資制度による対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経営活性化資金【新型コロナウイルス対策】（3/16～） <ul style="list-style-type: none"> ・審査期間を1週間程度に短縮（通常3週間） ・限度額（運転資金）3,000万円→5,000万円 【保証承諾実績（3/26時点）】15件（555百万円） ○借換資金【新型コロナウイルス対策】（3/16～） <ul style="list-style-type: none"> ・既往債務の返済負担を軽減 ・限度額1億円→2.8億円、貸付利率0.7%+保証料率0.8%=1.5%、業歴1年以上→3か月以上 【保証承諾実績（3/26時点）】7件（134百万円） ○新型コロナウイルス危機対応資金（3/16～） <ul style="list-style-type: none"> ・危機関連保証（全国的経済危機等）を活用し、経営円滑化貸付を拡充（別枠で限度額2.8億円） ・貸付利率0.7%+保証料率0.8%=1.5%、業歴1年以上→3か月以上 【保証承諾実績（3/26時点）】44件（2,000百万円） ○新型コロナウイルス対策資金（2/25～） <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証4号（突発的地域災害、3/2）、5号（業況悪化業種）を活用し、経営円滑化貸付を拡充（別枠で限度額2.8億円） ・貸付利率0.7%+保証料率0.8%=1.5%、業歴1年以上→3か月以上 【保証承諾実績（3/26時点）】993件（19,854百万円） 	<p>(1) 時差出勤、テレワーク等の活用要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適宜情報収集に努め、状況を把握 <p>(2) 中小企業融資制度による対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経営活性化資金【新型コロナウイルス対策】 ○借換資金【新型コロナウイルス対策】 ○新型コロナウイルス危機対応資金（経営円滑化貸付を拡充） ○新型コロナウイルス対策資金（経営円滑化貸付を拡充） 	<p>〈休業等への対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用調整助成金の特例措置の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・全事業主へ対象を拡大（8,330万円/月上限×100日、補助率：大企業1/2、中小企業2/3） ・緊急事態宣言を発出した地域は、更なる特例措置（①助成率引上（大企業1/2→2/3、中小2/3→4/5）、②非正規別流措置） ○休校等による保護者の休暇取得支援（3/10 国対策本部会議） <ul style="list-style-type: none"> ・全事業主に対し助成（正規・非正規とも、上限：8,330円/日） ・委託を受けて仕事をする個人を支援（上限：4,100円/日） ○国保・後期高齢者医療における傷病手当金の支給（3/10 厚労省通知） <ul style="list-style-type: none"> ・給与収入の2/3相当額を支給する保険者への10/10助成 ○時間外労働等改善助成金の特例（3/10 国対策本部会議） <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策によるテレワーク導入助成金の追加募集（1企業上限：100万円） <p>〈金融面の対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政策金融公庫による融資の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ①「新型コロナウイルス感染症特別貸付」 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付利率：3,000万円以下かつ当初3年間「基準利率（災害）-0.9%」 ②特別利子補給制度（詳細検討中） <ul style="list-style-type: none"> ・利率：①の3,000万円以下の部分に係る「基準利率（災害）-0.9%」の利子 ○小規模事業者経営改善資金融資（マル経）の金利引き下げ（当初3年間▲0.9%）

区分	対策	対応状況 (3月26日時点)	今後の対応	国の主な対応・要請等 (緊急対応策等)
公共事業		<p>(3) 金融対策特別相談窓口 (1/31～) ○相談件数：852件 (3/25 時点)</p> <p>(4) 金融機関への配慮要請 ○中小企業融資制度取扱金融機関に対し既往債務に係る返済緩和のための条件変更等の弾力的な運用を要請 (2/18) ○県内信用金庫に対し、制度融資の積極的な活用を依頼 (3/11)</p> <p>(1) 調達における対応 ○事業者の実情や要望等を踏まえ、予算の繰越(明許・事故)について、柔軟に対応 ○※相談のあった3件を明許繰越で計上予定 ○国通知を受け、各市町・庁内契約担当課等へ周知 (3/9)</p> <p>○公共工事・業務受注者の意向を踏まえ、工事又は業務の一時中止等柔軟に対応 (一時中止期間は3/19まで) ・工事1件、委託12件について、3月15日までの一時中止を実施 うち委託6件(2社)は、延長により3月19日まで継続 うち委託3件(2社)は、再延長により3月31日まで継続</p>	<p>(3) 金融対策特別相談窓口 (1/31～)</p> <p>(4) 金融機関への配慮要請 ○県内金融機関へ制度融資拡充の再周知 (予定)</p> <p>○今後の対応について、国からの要請及び一時中止中の2社の意向を踏まえ検討</p>	<p>(地方公共団体における調達) ○地方公共団体の調達における対応 (3/3 総務省) ・工期、納期、契約金額等の適切な見直し ・随意契約、予算繰越の活用</p> <p>○官公需における中小企業への配慮 (3/3 中企庁) ・工期、納期、予定金額等の適切な見直し ・契約の着実な履行、迅速な支払い</p> <p>○公共事業の一時中止等 (2/27 国交省) ・公共工事・業務受注者の意向を踏まえ、工事又は業務の一時中止等柔軟に対応 (一時中止期間は3/15まで)</p> <p>○公共事業の一時中止等の延長 (3/11 国交省) ・一時中止等を実施している受注者の意向を確認し、申し出があれば最長で3/19まで一時中止を延長</p> <p>○公共事業の一時中止等の今後の対応について (3/19 国交省) ・業者からの希望があれば一時中止等適切に対応</p>
にぎわい復活・誘客支援	<p>・観光基盤整備 ・感染終息後の対策</p>	<p>(1) 魅力的な旅行コンテンツの造成支援 ○「周遊・体験型コンテンツの創出・PR事業」に係る国庫申請済</p> <p>(2) 訪日外国人旅行者受入環境の整備支援 ○「INFORMATION ひょうご」・関西(伊丹空港)旅行者向け機能拡充事業」に係る国庫申請予定(4月上旬受付開始見込)</p>	<p>(1) 感染終息後の対策 感染終息の見通しが立ち次第、国の動向も踏まえた対策を検討 ○にぎわい復活・誘客支援 ○販路拡大支援</p>	<p>○「魅力的な滞在コンテンツ造成支援事業」及び「インバウンド受入環境整備支援事業」について、元年度予備費で予算枠を別途確保 (3/10 閣議決定)</p> <p>○感染終息後の観光需要の喚起など、国を挙げたキャンペーンの実施を今後検討 (3/10 国対策本部会議)</p>

区分	対策	対応状況（3月26日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 （緊急対応策等）
イベント等	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、会場の状況等を踏まえ、不特定多数の者の集う開催を自粛・要請 発熱等、風邪症状が見られる場合の外出自粛の要請 施設管理者への消毒液設置など感染防止措置の徹底 施設利用者への手洗いや咳エチケットの徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策の措置徹底、集客イベントの中止・延期等 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策の措置徹底、集客イベントの中止・延期等 感染予防措置の徹底*、又はその要請 <*感染予防措置> <ul style="list-style-type: none"> マスク装着の徹底、消毒液の設置 発熱チェック 密閉・密集・密着状態の回避（休憩時間・回数増、換気など） 来館者多数の場合の入場制限 入館者の氏名・連絡先等の把握（患者発生時の感染拡大防止のため） 不要不急の外出や会合を自粛 特に大阪、神戸などの人口密集地との不要不急の往来を当面1週間、4月7日まで自粛 	<p>(2/26 国 対策本部会議) (安倍総理)</p> <ul style="list-style-type: none"> この1、2週間が感染拡大防止に極めて重要。多数の方が集まる全国的なスポーツ、文化イベント等については、今後2週間は中止、延期又は規模縮小等の対応を要請 <p>(3/10 国 対策本部会議) (安倍総理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門家会議の判断が示されるまでの間、今後概ね10日間程度はこれまでの取組の継続を要請 <p>(3/19 国 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現時点では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするという、これまでの方針を続けていく必要がある。
予算		<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正予算の編成 <ul style="list-style-type: none"> 国の緊急対策第1弾を踏まえた補正予算について2月21日（金）に県議会に追加上程（3月4日議決） 国の緊急対策第2弾を踏まえた補正予算について3月23日（月）に県議会に追加上程（3月25日議決） 		<p>(2/13 国 対策本部会議) (安倍総理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策 <ul style="list-style-type: none"> 水際対策とウイルスの国内まん延防止、国内の検査・治療・相談体制等の充実・拡充 <p>(3/10 国 対策本部会議) (安倍総理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策-第2弾- <ul style="list-style-type: none"> 予備費等を活用した現下の諸課題に適切に対処
税		<ul style="list-style-type: none"> 個人の県民税及び事業税の申告期限を延長（3/11発表） （令和2年3月16日（月）→同年4月16日（木）） 	<ul style="list-style-type: none"> 個人の県民税及び事業税の申告期限を延長 （令和2年3月16日（月）→同年4月16日（木）） 	<ul style="list-style-type: none"> 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を令和2年4月16日（木）まで延長（3/6国税庁告示）
国への要望		<ul style="list-style-type: none"> 国に対し、新型コロナウイルス感染症対策のための緊急提案を実施（3/27） 【別紙参照】 	<ul style="list-style-type: none"> 国に対し、新型コロナウイルス感染症対策のための緊急提案を実施（3/27） 【別紙参照】 	
その他 （庁内の対応）		<p>職員関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務の登録拡大（小学生以下の子を養育する職員を優先） 既存の時差出勤制度（E・L勤務）の弾力的運用 感染症拡大防止に係る特別休暇の適用（国に準じた取扱、適正な運用に努める） 	<p>職員関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務の登録拡大（小学生以下の子を養育する職員を優先） 既存の時差出勤制度（E・L勤務）の弾力的運用 感染症拡大防止に係る特別休暇の適用（国に準じた取扱、適正な運用に努める） 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の柔軟な勤務体制の確保（2/27 総務省） <ul style="list-style-type: none"> テレワーク、時差出勤、適切な業務配分等 感染症拡大防止に係る特別休暇の適切な対応（3/5 総務省）

※下線は前回からの変更箇所

新型コロナウイルス感染症対策 のための緊急提案

令和2年3月27日
兵庫県

目 次

- I 医療提供体制の充実、感染拡大の防止・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

- II 学校の臨時休業、イベント等の自粛要請に伴って生じた課題への
対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

- III 事業活動の縮小や雇用への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

- IV 地方負担への財政措置の拡充等・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

I 医療提供体制の充実、感染拡大の防止

1 治療法等の早期確立

(1) 治療法等の早期確立【厚生労働省】

- ・新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消のため、特効薬やワクチンを早期に開発し、医療機関において適切な診療が受けられる体制を構築すること

(2) 検査体制の確保【厚生労働省】

- ・必要な者にPCR検査を迅速に実施できるよう、地方衛生研究所に対する必要な検査資材等の供給や迅速診断キットの早期開発を行うこと

2 医療体制の確保

(1) 無症状者・軽症者に関する自宅等での安静・療養への移行【厚生労働省】

- ・重症者等に対する入院医療体制に支障を来さないよう、無症状者・軽症者について、入院医療体制から自宅等での安静・療養に移行できる明確な基準を示し、国との協議を不要とするなど、都道府県が地域の実情に応じて機動的に対応できる措置を講じること

【提案の背景】

- ・感染者数の増加に伴い、重症患者のICUでの受入も増加しており、他疾病の重症患者の受入れ等にも影響が生じている。更なる感染を見据え、地域医療の維持のため、限られた医療資源をどのように配分するかが急務となっている。

(2) 感染症患者入院医療機関への支援【厚生労働省】

- ・一般病床に新型コロナウイルス感染症の患者やPCR検査中の有症状患者を入院させる場合、①対応する医師及び看護体制が別途必要となること、②無症状者・軽症者の診療報酬は、通常的一般病床での治療と比較して低くなること、③風評被害による外来患者の減少が見られること、④医療従事者が感染者となった場合には診療体制の大幅な縮小を余儀なくされること、⑤休床病床を活用するための再開時の設備準備や再開申請費用の負担など、経営上の課題が指摘されている。

このため、診療報酬の加算や新たな支援制度の創設など、入院病床の確保を強力に後押しすること

(3) 一般医療機関等での外来診療に向けた支援【厚生労働省】

- ・ピーク時には帰国者・接触者外来だけでなく、一般医療機関や診療所で外来診療を行う必要がある。その体制整備に必要な陰圧テントやクリーンパーテーションなど、設備整備費等に対する国庫補助事業を創設すること

<参考：本県 3月補正予算>

- ・まん延期を迎えた場合に、一般医療機関及び診療所において外来診療をするための設備整備費を、県単独で支援 [予算額：100,000千円]

区 分	一般医療機関	診療所
対象経費	臨時外来設置経費（テント等）	クリーンパーテーション等設置費
補助単価	3,000千円	200千円
箇所数	20施設	200施設
所要額	60,000千円	40,000千円

(4) 医療専門人材の広域融通制度の創設【厚生労働省】

- ・新型コロナウイルス感染症に対応可能な医療専門人材の広域融通を図る制度を創設すること
- ・医療専門人材の派遣を行う場合、派遣元医療機関の減収に対する支援を行うこと

【提案の背景】

- ・医療専門人材については地域偏在が大きいと、県域や県内の医療圏域等を超えて、人材派遣を行うことが必要なケースも考えられる。

(5) 医療資機材の供給【厚生労働省】

- ・医療現場で支障が生じているマスクや消毒液のほか、著しく逼迫している簡易陰圧装置や防護服、アイシールド、プラスチックガウン等の医療資機材の不足に対し、速やかな調達と医療機関等への優先度に応じた供給を行うこと

(6) 医療廃棄物の増加に対する支援【厚生労働省】

- ・医療機関の医療廃棄物処理経費の増加に対して、必要な支援を行うこと

(7) 国の責任における注意喚起【厚生労働省】

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に至らない場合であっても、オーバーシュートの発生が懸念される地域等については、明確な根拠を示し、国の責任においてアラートを出すなど、適切な注意喚起を行うこと
- ・その際、都道府県に対して、事前に情報提供を行うこと

3 水際対策の強化

(1) 水際対策の強化【法務省、外務省、厚生労働省】

- ・ 検疫強化対象地域からの帰国者が感染している事例が増加している。また、検疫所長の指定する場所での14日間の待機や国内における公共交通機関の不利用の要請は強制力を伴わないため、感染者が要請に従わない事例も生じている。

このため、帰国者の自主的な対応にまかせるのではなく、以下のとおり、実効性の高い水際対策を講じること

- 14日間の待機等を徹底させること
- 検疫所から保健所への通報による関係機関が連携した健康観察体制を強化すること
- 帰国者の待機等に関する費用負担の軽減措置を講じること

<水際対策の状況（3月27日現在）>

	検疫強化対象地域	参考：入管法に基づく入国制限対象地域
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ アジア：中国、韓国、<u>インドネシア</u>、<u>シンガポール</u>、<u>タイ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>フィリピン</u>、<u>ベトナム</u>、<u>マレーシア</u>、<u>イスラエル</u>、<u>カタール</u>、<u>バーレーン</u> ・ 欧州：15カ国(英国、ギリシャ等) ・ アフリカ：エジプト、<u>コンゴ民主共和国</u> ・ 北米：米国 <p>(注：下線は、3月28日午前0時から追加)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アジア：中国(湖北省、浙江省) 韓国(大邱広域市、慶尚北道) イラン(全域) ・ 欧州：21カ国(イタリア、スペイン、ドイツ、フランス等の全域)
対策	<p>以下の対応を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅などでの14日間の待機 ・ 公共交通機関の不利用(空港等からの移動を含む) ・ 待機先と空港から待機先までの移動手段の確保 ・ 待機先と待機先までの移動手段を検疫所に登録 	<p>左記の要請に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全員にPCR検査 ・ 保健所等による定期的な健康確認

4 衛生用品の安定供給

(1) 社会福祉施設等に対する感染予防資材の供給【厚生労働省】

- ・ 社会福祉施設等の利用者・職員の感染を防ぐため、マスクに加え、消毒液等についても、国において量や時期を明確にして、調達・供給すること

(2) 一般用の衛生用品の安定供給【消費者庁、厚生労働省】

- ・ 不足しているマスク、消毒液等の安定供給体制や適切な流通体制を確保すること
- ・ 感染者が拡大している都府県におけるマスク等の配布について、国民生活安定緊急措置法に基づく柔軟な対応を行うこと
- ・ 生活関連物資が入手困難となる場合は、国による一括買い取りなど、柔軟な対応を行うこと

Ⅱ 学校の臨時休業、イベント等の自粛要請に伴って生じた課題への対応

1 学校の臨時休業に伴う課題への対応

(1) 学校再開に向けた衛生環境の整備【厚生労働省、文部科学省】

- ・ 4月からの学校再開に向けたチェックリストでは、衛生環境の整備やマスクの使用などが示されているが、必要となるマスクや消毒液等については、国において確保し、配布すること

(2) 修学旅行等のキャンセル料に対する財政支援【文部科学省】

- ・ 学校の臨時休業に伴い修学旅行等のキャンセルが生じているため、地方公共団体が負担するキャンセル料に対して、財政支援を行うこと

(3) 学校給食の休止に対する財政支援【文部科学省】

- ・ 衛生管理の徹底・改善を行うための設備更新や消耗品購入等に対する学校臨時休業対策費補助金の対象は、学校給食調理業者に限定されている。地方公共団体が所管する単独調理場や共同調理場についても同補助金の対象とするなど、必要な財政支援を行うこと
- ・ 地域の感染状況等を踏まえて、今後、地方公共団体の判断により学校を臨時休業する場合も、今回と同様の財政支援を行うこと

(4) 一時預かり事業の対象者の拡大【厚生労働省、文部科学省】

- ・ 保育所や幼稚園、認定こども園等が行う一時預かり事業は、小学生を対象としていないが、今後、地方公共団体の判断により学校を臨時休業する場合、小学生も対象として認めること
- ・ 事業者が従業員の小学生的のために一時預かり事業を実施する場合の新たな制度も設けること

2 イベント自粛の基準の明確化

(1) イベント自粛の基準の明確化【内閣府】

- ・ 密閉、密集、近距離といった感染拡大の条件に該当しないイベントについては、経済の活性化の観点からも、地域の知恵と工夫のもとで実施できるよう、国として再開に向けた明確な基準を示すこと

Ⅲ 事業活動の縮小や雇用への対応

1 地域経済への影響を踏まえた対策

(1) 中小企業の資金調達支援【中小企業庁】

①セーフティネット保証に関する保険料の引き下げ

- ・ 中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、セーフティネット保証に関する保証料を引き下げ、負担軽減を図る必要がある。このため、日本政策金融公庫への信用保険向け政府出資金を増額し、同公庫が信用保証協会から徴収している保険料を引き下げる

②セーフティネット保証5号対象業種の指定

- ・ セーフティネット保証5号について、宿泊業や飲食業などが対象業種に追加されたが、売上げが減少し、重大な影響が生じている線香製造業をはじめ全業種について、迅速に指定を行うこと

<参考：セーフティネット保証5号の指定状況>

- ・ 3/ 6 40業種を指定（旅館・ホテル、食堂、フィットネスクラブ 等）
- ・ 3/13 316業種を追加指定（乳製品製造業、貴金属・宝石製装身具製品製造業、運動用具製造業 等）
- ・ 4/ 1 79業種を追加指定（予定）（めん類製造業、社会福祉・介護事業 等）

③無利子融資制度の拡充

- ・ 日本政策金融公庫等において実質的な無利子融資制度等の措置が講じられているが、中小企業からの資金調達ニーズが極めて大きいことから、政府系金融機関だけでなく、自治体が行う制度融資も含めて公的な施策を総動員して資金繰り支援を行う必要がある。

このため、地方公共団体が実施する制度融資においても、保証料の無償化や利子補給による利子負担の軽減など政府系金融機関と同等の措置が講じられるよう、地方公共団体が実施する取組に対して財政支援を行うこと

(2) 雇用確保に向けた支援【厚生労働省】

①雇用調整助成金の特例措置の対象地域の拡大

- ・ 地方公共団体が緊急事態宣言を発出した地域における、週20時間未満の労働者（雇用保険被保険者でない者）の対象化や助成率の引き上げ（中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3）などの特例措置について、緊急事態宣言の発出の有無に関わらず全国一律に実施すること
- ・ 支給手続きに不慣れな中小企業に対する相談体制を充実するとともに、手続きの簡素化を図ること

②内定を取り消された学生等に対する支援

- ・ 内定を取り消された学生等の中には、更なるスキルアップを目指し職業訓練を受講する者もいるが、国（ハローワーク）が認定すれば、特定求職者として職業訓練受講給付金（月10万円）が給付されるため、内定を取り消された学生等を特定求職者として、積極的に認定すること
- ・ 内定を取り消された学生等が職業訓練を受講するための訓練枠を別枠で措置すること

③外国人労働者への相談支援の拡充

- ・ 外国人労働者が地域で言語の心配なく相談できるよう、ハローワーク等の相談体制を拡充するとともに、地方公共団体が相談窓口を設置運営するための財政支援の拡充を図ること

④雇用情勢悪化時の追加対策

- ・ 雇用情勢がさらに悪化した場合には、リーマンショック後に設けられた緊急雇用創出事業など、雇用を生み出すための更なる対策を講じること

(3) 子育て世帯の経済的負担の軽減【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

- ・ 0～2歳児は住民税非課税世帯を対象に無償化されているが、新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入が減少している者に対しては、所得制限を撤廃するなどの緩和措置を講じること

(4) 私立高等学校授業料の軽減【文部科学省】

- ・ 前年から当年にかけて家計急変が生じた世帯の授業料軽減を行う私立高等学校等経常費助成費補助金（授業料減免事業等支援特別経費）について、新型コロナウイルス感染症の影響による場合は、全額国庫（現行：国庫1/2）で負担すること

2 農産物の販売減少への対応

(1) 花きの消費、活用の促進【農林水産省】

- ・ 各種イベントや学校行事等の中止・延期・自粛により需要が減少している花きの消費や活用の促進を、国として積極的に進めること

(2) 畜産農家等への支援【農林水産省】

- ・ 外食や輸出需要の減退に伴い、神戸ビーフ等の枝肉価格が急落しているため、肉用牛肥育経営安定対策事業の補填財源の農家負担分（1/4）を、緊急措置として国庫による全額負担とすること。また、補填金の交付を速やかに行うこと
- ・ 枝肉流通の停滞を解消するため、TPP等の関税撤廃以前に実施されていた国による調整保管を時限的に実施すること

<畜産物の価格安定等に関する法律における牛肉の価格安定制度（H29限りで廃止）>

※ 近年の発動実績がなく、TPP締結等に伴う法改正時に廃止

- ・ 枝肉卸売価格が急落した際、全国農業協同組合連合会等が買い上げ（市場介入・需給操作）
- ・ BSE発生時にこの制度を準拠した牛肉在庫緊急保管対策事業では、保管に対する費用（倉庫費用、搬出費用等）や、冷凍による商品価値の下落分を国が補助

3 大胆かつ柔軟な経済対策の実施

(1) 大胆な経済対策の実施【内閣府】

- ・ 新型コロナウイルス感染症による国民生活や経済活動に対する影響は、大きな危機的事態を招くおそれがある。税収の落ち込み、交流人口の激減による観光、ホテル、旅館、飲食などサービス業への影響、商店街など小売業の売上減少、世界的なサプライチェーンの断絶、人や物の動きの停滞による経済活動への深刻な影響など、リーマンショック時を超える事態も予想される。

特に、中小企業・小規模事業者にとっては、事業存続にもかかわる重大な事態となっており、このままでは従業員の解雇や倒産が大量に発生し、事態収束後の産業・経済の立ち直りもままならない状態となりかねない。

このため、新型コロナウイルス感染症に関する経済対策の事業費は、リーマンショック時の対策を上回る額を確保し、中小企業等の倒産防止と雇用維持に向け、更なる経済対策を実行すること

(2) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金の創設【内閣府】

- ・ リーマンショック時に創設された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」のように、ソフト事業・ハード事業のいずれにも活用できる自由度の高い交付金を設けること
- ・ その際、基金造成を可能とし、複数年での取組も弾力的に執行できるようにするなど、柔軟な制度設計を行うこと

(3) 所得税や消費税の臨時・特例的な負担軽減【財務省、総務省】

- ・ 固定資産税の減税を検討中との報道があるが、消費喚起への効果に疑問がある。消費を喚起し、失われた需要を回復するため、所得税や消費税の負担軽減を臨時・特例的に行うこと
- ・ 負担軽減に伴う地方の減収分については、確実に補填措置を講じること

(4) にぎわい復活・誘客促進に対する支援【内閣府、総務省、経済産業省、観光庁】

- ・ にぎわいの復活・誘客促進に資するため、国内外からの観光需要の速やかな回復に向けた宿泊割引制度の創設やキャッシュレス還元制度の拡充、プレミアム商品券・地域振興券等の発行、マイナポイント上限額の引上げなど、地域における消費喚起を促進するための集中対策を実施すること
- ・ 訪日旅行控えを解消し、インバウンドの回復を速やかに図るため、政府観光局（JNTO）等が中心となり、海外重点市場向けのプロモーションや情報発信を集中的に実施すること

IV 地方負担への財政措置の拡充等

1 地方負担への財政措置の拡充

(1) 地方財政計画の改定も含めた十分な地方財政措置【総務省】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策は全国的に長期的対応をせざるをえなくなる可能性が高いこと、また国において今後機動的に必要なかつ十分な経済財政政策を行うことも検討されていることから、これらの対応について必要に応じて地方財政計画の改定も含め十分な地方財政措置を講じること

(2) 国の対策に対応した地方負担分への財政措置【総務省】

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応に伴う地方負担については、地方負担額の80%を特別交付税により措置することとされているが、その他の財政需要に対する措置額を削減することのないよう、十分な地方交付税総額を確保すること
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応に伴う地方負担のうち、特別交付税により措置されない20%については、追加財政需要による対応ではなく、適切な財源措置を講じること

(3) 地方単独事業等に対する財政措置【総務省】

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対策として地域の実情に合わせた施策を地方公共団体が推進できるよう、地方単独事業に対しても適切な財政措置を講じること

2 窓口業務や警察業務への支援

(1) 地方公共団体の窓口業務従事職員への支援【厚生労働省、総務省】

- ・ 備蓄しているマスクや消毒用エタノール等が不足している市町において、窓口業務等に従事する職員についても、国において必要な量を確保、配布すること

(2) 警察装備資機材等の整備【警察庁】

- ・ 更なる流行に備え、以下の対策を講じること
 - 警察装備資機材等の整備（感染症防護キット、感染性廃棄物専用袋 等）
 - 被留置者や看守勤務員の感染予防のための衛生用品の配備
 - 陰圧室などを備えた感染予防専用留置施設の設置

新型コロナウイルス感染症対策に係る要望

新型コロナウイルス感染症は、海外で非常事態宣言がなされるなど終息への目途が立っていない。

国内でも、クラスター化の防止と感染者からの第2次感染の封じ込めに向けて、国と地方が一体となって取組を進めているが、感染者数は増加を続け、いわゆるオーバーシュートの発生も懸念される。

また、サプライチェーンの断絶、不要不急の外出や長引くイベントの自粛など、経済活動への影響も深刻になっている。

3月25日には全国知事会による緊急提言も行われているところであるが、このような状況を踏まえ、以下の項目について、特に対策を講じるよう要望する。

1 水際対策の強化

検疫強化対象地域からの帰国者が感染している事例が増加している。また、検疫所長の指定する場所での14日間の待機や国内における公共交通機関の不利用の要請は強制力を伴わないため、感染者が要請に従わない事例も生じている。

このため、帰国者の自主的な対応にまかせるのではなく、以下のとおり、実効性の高い水際対策を講じること

- (1) 14日間の待機等を徹底させること
- (2) 検疫所から保健所への通報による関係機関が連携した健康観察体制を強化すること
- (3) 帰国者の待機等に関する費用負担の軽減措置を講じること

<水際対策の状況 (3月27日現在) >

	検疫強化対象地域	参考：入管法に基づく入国制限対象地域
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア：中国、韓国、<u>インドネシア</u>、<u>シンガポール</u>、<u>タイ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>フィリピン</u>、<u>ベトナム</u>、<u>マレーシア</u>、<u>イスラエル</u>、<u>カタール</u>、<u>バーレーン</u> ・欧州：15カ国(英国、ギリシャ等) ・アフリカ：エジプト、<u>コンゴ民主共和国</u> ・北米：米国 <p>(注：下線は、3月28日午前0時から追加)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア：中国(湖北省、浙江省) 韓国(大邱広域市、慶尚北道) イラン(全域) ・欧州：21カ国(イタリア、スペイン、ドイツ、フランス等の全域)
対策	<p>以下の対応を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅などでの14日間の待機 ・公共交通機関の不利用(空港等からの移動を含む) ・待機先と空港から待機先までの移手段の確保 ・待機先と待機先までの移手段を検疫所に登録 	<p>左記の要請に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員にPCR検査 ・保健所等による定期的な健康確認

2 医療体制の確保

(1) 無症状者・軽症者に関する自宅等での安静・療養への移行

重症者等に対する入院医療体制に支障を来さないよう、無症状者・軽症者について、入院医療体制から自宅等での安静・療養に移行できる明確な基準を示し、国との協議を不要とするなど、都道府県が地域の実情に応じて機動的に対応できる措置を講じること

(2) 感染症患者入院医療機関への支援

一般病床に新型コロナウイルス感染症の患者やPCR検査中の有症状患者を入院させる場合、①対応する医師及び看護体制が別途必要となること、②無症状者・軽症者の診療報酬は、通常の一般病床での治療と比較して低くなること、③風評被害による外来患者の減少が見られること、④医療従事者が感染者となった場合には診療体制の大幅な縮小を余儀なくされること、⑤休床病床を活用するための再開時の設備準備や再開申請費用の負担など、経営上の課題が指摘されている。

このため、診療報酬の加算や新たな支援制度の創設など、入院病床の確保を強力に後押しすること

(3) 一般医療機関等での外来診療に向けた支援

ピーク時には帰国者・接触者外来だけでなく、一般医療機関や診療所で外来診療を行う必要がある。その体制整備に必要な陰圧テントやクリーンパーティションなど、設備整備費等に対する国庫補助事業を創設すること

3 大胆かつ柔軟な経済対策の実施

(1) 大胆な経済対策の実施

新型コロナウイルス感染症による国民生活や経済活動に対する影響は、大きな危機的事態を招くおそれがある。税収の落ち込み、交流人口の激減による観光、ホテル、旅館、飲食などサービス業への影響や世界的なサプライチェーンの断絶、人や物の動きの停滞による経済活動への深刻な影響など、リーマンショック時を超える事態も予想される。

特に、中小企業・小規模事業者にとっては、事業存続にもかかわる重大な事態となっており、このままでは従業員の解雇や倒産が大量に発生し、事態収束後の産業・経済の立ち直りもままならない状態となりかねない。

このため、新型コロナウイルス感染症に関する経済対策の事業費は、リーマンショック時の対策を上回る額を確保し、中小企業等の倒産防止と雇用維持に向け、更なる経済対策を実行すること

(2) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金の創設

リーマンショック時に創設された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」のように、ソフト事業・ハード事業のいずれにも活用できる自由度の高い交付金を設けること。

その際、基金造成を可能とし、複数年での取組も弾力的に執行できるようにするなど、柔軟な制度設計を行うこと

令和2年3月27日

関西広域連合
広域連合長 井戸敏三（兵庫県知事）

マスク等の確保に係る状況について

以下のとおり確保している物資を関係施設に順次配布

マスク 約177万枚（うち医療用7万枚）

消毒液 約12,000本

1 マスク

広東省・海南省から提供の75万枚を活用した結果、4月末までの県内医療機関等での必要数を確保

提供先	種別	配布枚数	配布先	配布時期等	
国	各省庁備蓄分 (250万枚)	サージカルマスク	86,000	感染症指定医療機関等	3月18日
	一括購入分 (1,500万枚)	サージカルマスク	610,000	感染症指定医療機関等	3月25日以降 順次配布
	特別購入分 (30万枚)	サージカルマスク	300,000	感染症指定医療機関等	3月末 配布予定
	特別購入分 (9,000枚)	医療用マスク (N95相当)	9,000	感染症指定医療機関等	3月末 配布予定
	一括購入分 (2,150万枚)	布製マスク	未定	高齢者施設等	国が順次 配布中
中国	広東省	サージカルマスク	600,000	医療機関等を予定	3月27日以降 順次配布
	広東省	医療用マスク (N95相当)	50,000	医療機関等を予定	3月27日以降 順次配布
	海南省	サージカルマスク	100,000	医療機関等を予定	再調査後 配布
民間	個人	医療用マスク (N95相当)	10,000	感染症指定医療機関 (県立4病院)	3月16日
計		1,765,000			

※別途、山東省からの提供についても調整中

※4/6に国から新たに一括購入分(61万枚)が届く予定

2 消毒液

提供先	品名等	配布本数	配布先	配布時期等	
国	エタノールジェル (250ml)	225	障害者世帯を予定	3月18日	
民間	中国人民対外友好協会	微酸性次亜塩素酸 水スプレー(300ml)	6,625	高齢者施設等	調整中
	(株)ピカソ美化学 研究所	ハンドジェル (80ml)	5,000	訪問介護事業所	3月18日
計		11,850			

「兵庫県－新型コロナ対策パーソナルサポート」の開設について

兵庫県では、新型コロナウイルス感染症について、24時間コールセンターを設置して電話相談を実施していますが、さらに幅広く問合せに対応し、一人ひとりの状態にあわせた情報提供、サポートを行うことを目的として、LINE 公式アカウント「兵庫県－新型コロナ対策パーソナルサポート」を開設します。

1 概要

LINE 株式会社の協力のもと、新たに開設する LINE 公式アカウント「兵庫県－新型コロナ対策パーソナルサポート」を活用して、相談や情報提供を実施します。

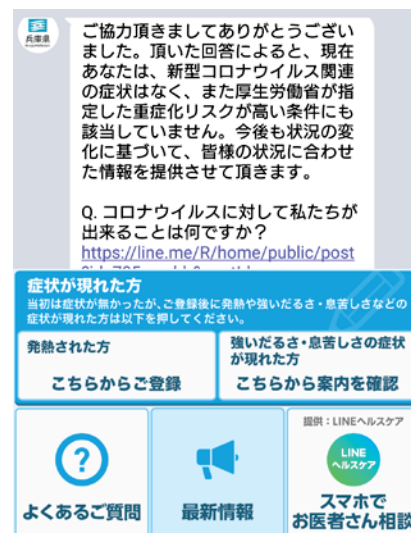
(1) 個人の状態に合わせた情報提供

- ① 本人の健康状態や年齢、性別、基礎疾患の有無等を入力
↓
- ② 個別住民の状態に応じた対処方法を案内
○低リスク者 → 自宅待機、セルフケアのアドバイス
○高リスク者 → 帰国者・接触者相談センターの案内など
↓
- ③ 継続的に健康状態をヒアリングしフォロー

(2) チャットボットによる問合せ対応

新型コロナウイルスに関する質問を LINE 上で選択することで、自動で回答します。

- (例) ①新型コロナウイルスの感染が疑われる症状
②家族の感染が疑われる場合の対応 など



2 実施期間

令和2年3月27日（金）から当面の間

3 LINE アカウントの利用方法

兵庫県ホームページから、LINE アカウントと「友だち」になることで利用できます。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk26/covid19_line.html



LINE 友だち追加

<参考：他府県の導入状況>

神奈川県ほか10府県で導入済（3/25現在）。近畿では、京都府・滋賀県で導入済

<個人情報の取扱>

県民の皆様から提供された情報は、個人が特定されるような形で公表することはありません。

「兵庫県－新型コロナ対策パーソナルサポート」画面イメージ

■利用方法

LINEアプリから「友だち」登録

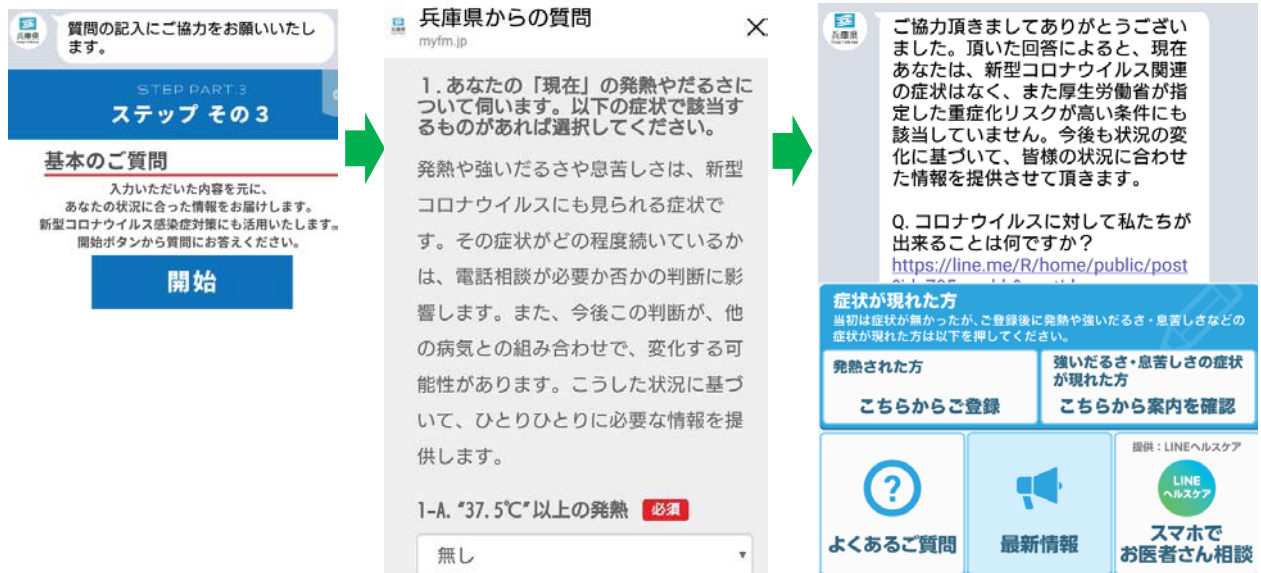
兵庫県-新型コロナ対策パーソナルサポートを利用



■個人の状態にあわせた情報提供

アンケートに回答（発熱・息苦しさ・持病など）

個人の状態にあわせた情報



■知りたいことに自動で応答

知りたい内容を選択

自動で応答

